

## 交野市国民健康保険の保健指導事業

(糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病重症化予防における保健指導事業、健康教育事業、重複多剤服薬予防事業)プロポーザル審査要項

交野市国民健康保険の保健指導事業(糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病重症化予防における保健指導事業、健康教育事業、都道府県の指定を受けて実施する先進的な保健事業(重複多剤服薬予防事業)(以下重複多剤服薬予防事業という。))の委託業者選定に係るプロポーザルの実施に伴い、候補選定の審査に関する事項を次のとおり定める。

## 1. 審査委員会

事業者から提出された提案書等の書類に基づき一次審査を行い、また二次審査としてプレゼンテーションによる審査、選定を行うため、「交野市国民健康保険の保健指導事業等業務委託事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を開催する。

## 2. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「交野市国民健康保険の保健指導事業(糖尿病性腎症重症化予防事業、生活習慣病重症化予防における保健指導事業、健康教育事業、重複多剤服薬予防事業)プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)に規定する参加資格要件を満たす事業者
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した事業者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した事業者

## 3. 審査の項目及び点数

審査項目と審査項目ごとの配点は、別途定める「一次審査項目・配点表」、「二次審査項目・配点表」のとおりとする。

## 4. 一次審査(書類選考)について

一次審査は、別途定める「一次審査項目・配点表」に基づき行う。(別紙9)

## 5. 二次審査(プレゼンテーション)の要領

一次審査を通過した事業者に対し、プレゼンテーションを実施する。

## (1) 日時、場所

一次審査を通過した各事業者に、別途通知。

## (2) プレゼンテーション

プレゼンテーションの時間は、プレゼンテーション15分(時間厳守)、その後の質疑応答10分の計25分以内とする。

## 6. 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された提案書をもとに一次審査を行う。審査委員会委員、別途定める「一次審査項目・配点表」に基づいて4事業の審査を行う。3者を超える申し込みがあった場合は、3者に決定し、通知する。

- (2) 二次審査は、プレゼンテーションによって実施する。審査委員会委員は、各プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「二次審査項目・配点表」(別紙10)に基づき審査を行い、最終評価結果を確定する。
- (3) すべての事業者の審査が終了したときに、審査委員会委員の審査結果の集計後、候補者と次点者を決定する。
- (4) プレゼンテーション審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、一次審査の得点が高い事業者から順に候補者とし、次に次点者を選定する。